

# しんきんカーローン商品概要説明書

2019年1月4日現在

商品名	しんきんカーローン
ご利用いただける方	<p>次のすべての条件を満たしている方</p> <p>(1)申込時年齢が満20歳以上の方</p> <p>(2)安定継続した勤務をされており、収入のある方</p> <p>(3)しんきん保証基金の保証を受けられる方</p> <p>(4)以下の①または②に該当し、当金庫の会員となれる方</p> <p>①当金庫の地区内に住所または居所を有する方</p> <p>②当金庫の地区内の事業所に勤務されている方</p> <p>※上記条件①②のいずれかに該当する方であれば、当金庫に出資していただき、会員となることができます。なお、会員となっていたかなくとも、ご融資させていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは窓口にお問い合わせください。</p>
就職内定者の方の特例	<p>就職先が内定していて、次のすべての条件を満たしている方</p> <p>(1)申込時および利用時の年齢が満20歳以上、30歳未満の方</p> <p>(2)就職内定先が発行する内定証明等をご準備いただける方</p> <p>(3)お申込金額が200万円以下の方</p> <p>(4)元金返済据え置き期間は、6ヵ月以内または就職月の翌々月まで</p>
お使いみち	<p>申込人または申込人の家族(配偶者、直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)、子、孫)が使用する自家用自動車、オートバイ(原動機付自転車を含む)、自転車(電動アシスト自転車、ロードバイク、クロスバイク等)にかかる次の資金が対象です。</p> <p>(1)購入資金(購入にかかる税金・保険料等も可)、(2)車検・修理費用、(3)車庫設置費用</p> <p>(4)パーツ・オプションの購入・取付費用、(5)自動車保険費用、(6)運転免許取得費用</p> <p>(7)申込人が(1)から(6)を用途として当金庫を含む他金融機関、自動車メーカー系を含む信販会社等から借入れたローンの借換え資金(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む)</p>
ご融資限度額	<p>1,000万円以内</p> <p>お申込金額は1万円以上1万円単位とし、1万円未満の金額があるときは万円単位まで切り上げることができます。なお、お申込金額と当金庫および他の信用金庫での基金保証付個人ローン残高の合計額およびカードローンご融資限度額のすべての合計額が3,000万円を超えることはできません。</p>
ご融資期間	<p>10年以内(ご融資日から10年目の応当日の属する月の末日までを限度とします。)</p>
ご融資利率	<p>(1)固定金利</p> <p>(2)変動金利(ご融資利率は毎年10月1日の当金庫の定める短期貸出最優遇金利を基準として年1回見直します。変更後の利率は、12月の約定返済日の翌日から新利率を適用させていただきます。)</p> <p>※現在のご融資利率につきましては、窓口へお問い合わせください。</p> <p>※ご融資利率は、お申し込み時ではなくお借入れ時の金利が適用となります。</p>

次項へつづきます。



ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月元利均等返済または元金均等割賦返済</li> <li>・ご融資金額の50%までボーナス月加算返済もできます。</li> <li>・元金返済の据え置き期間は6ヵ月以内</li> <li>・具体的な返済額は、窓口でお申し出いただければ試算いたします。</li> </ul>
保証人・担保	必要ありません。 ※（一社）しんきん保証基金の保証をご利用いただけます。
手数料・保証料	ご融資利率に別途保証料0.48%が加算となります。
苦情処理措置 紛争解決措置	<p><b>苦情処理措置</b> 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または総務部コンプライアンス課（9時～17時、電話：0120-114-943）にお申し出ください。</p> <p><b>紛争解決措置</b> 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部コンプライアンス課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p> <p>また、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。尚、東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用可能です。その際には、下記の方法によりお客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等もご利用可能です。</p> <p><b>現地調停</b> 東京三弁護士会の調停人とそれ以外の調停人がテレビ会議システム等を用いて紛争の解決にあたります。</p> <p>例) 長野県弁護士会で現地調停を行う。</p> <p><b>移管調停</b> 当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。</p> <p>例) 愛知県弁護士会に移管調停する。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査の結果ご希望に添いかねることもございますので、あらかじめご了承ください。</li> <li>・ご融資期間中の一部、全部返済には当金庫所定の手数料が必要となります。</li> <li>・商品内容の詳細につきましては、窓口・営業係にお問い合わせください。</li> </ul>